

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

清進電設株式会社が事業を展開する建設業界は、自然災害（地震、台風など）による影響を受けやすく、また働き方改革に伴う労働力確保の課題も抱えています。このような環境において、「災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援」を推進することは、単なる形式的な取り組みではありません。これは、サプライチェーン全体のレジリエンス（回復力）を能動的に高めるための投資と位置づけられます。協力会社が災害時にも事業を継続できる体制を整えたり、柔軟な働き方に対応できるよう支援することは、清進電設株式会社自身のプロジェクトの継続性を確保し、安定した資材調達や工程管理を実現する上で不可欠です。これにより、サプライチェーン全体の事業リスクが低減され、長期的なパートナーシップの信頼性と安定性が強化されます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携

当社は、75社に及ぶ協力会社との強固なネットワークを基盤とし、既存の取引関係を超えた新たな連携を積極的に推進します。特に、電気設備、空調衛生設備、環境対策、ソリューション事業といった多岐にわたる事業領域において、設計から施工、監理に至るまでのトータルサポート体制を活かし、協力会社との共同提案や共同開発を通じて、サプライチェーン全体の付加価値向上と効率化を図ります。また、オープンイノベーションの機会を創出し、次世代技術や新工法の導入を共同で推進することで、建設業界全体の発展に貢献します。

さらに、「オープンイノベーションの機会を創出し、次世代技術や新工法の導入を共同で推進」する取り組みは、価値共創の概念をさらに深化させます。建設業界における技術革新は、しばしば多大な研究開発費と設備投資を伴います。清進電設株式会社が75社のパートナーと共にこれに取り組むことで、自社内だけでなく、サプライチェーン全体で技術的適応能力を高めるエコシステムを構築します。この分散型イノベーションモデルは、業界全体の変化に対するネットワークの回復力を高め、関与する全ての企業に競争上の優位性をもたらします。

#### b. 専門人材マッチング

当社は、電気設備、空調衛生設備、給排水衛生、環境対策工事における長年の経験と、多数の有資格者を擁する強みを活かし、協力会社との間で専門人材のマッチングを積極的に推進します。特に、施工管理技士、電気工事士、建築物石綿含有建材調査者などの専門資格を持つ人材の相互活用を促進し、プロジ

エクトの質の向上と効率的なリソース配分を実現します。これにより、協力会社の専門性強化と、業界全体の人材育成・流動性の向上に貢献します。

### c. 健康経営に関する取組

当社は、建設現場における安全確保を最優先とし、協力会社の従業員の健康増進と安全な労働環境の確保に向けた健康経営に関する取組を推進します。具体的には、健康経営に係るノウハウの提供や、健康増進施策の共同実施を検討し、協力会社と連携して、安全衛生管理体制の強化を図ります。これにより、サプライチェーン全体の生産性向上と、持続可能な事業活動に不可欠な人材の確保・定着に貢献します。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

### ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けてはいません。また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

当社は、建設プロジェクトにおける設計から施工、監理に至るまでのトータルサポート体制を活かし、直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。

2025年8月10日

清進電設株式会社

企 業 名

代表取締役 清原衛

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。